

全労済協会だより

vol.58

CONTENTS

- 2011年秋期「退職準備教育研修会」【大阪開催】
募集中です 1
2011年11月29日(火)10時～30日(水)16時
エル・おおさか(大阪府立労働センター)
- 『実りあるセカンドライフをめざして』
(2011年改訂版)を刊行しました 1
- 2011年秋期「退職準備教育研修会」【東京開催】
報告 2
10月7日～8日に開催しました、秋期退職準備教育研修会
についてのご報告です。
- 第1回運営委員会開催報告 2
2011年10月12日(水)2011年度第1回の運営委員会を
開催しました。
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑯」 3
今回のテーマは年金支給開始年齢の引き上げについて
考えます。
- シリーズ慶弔(自治体提携用)共済 Q&A⑰ 4
団体代表者が変更になった時の手続きについて
- 全労済協会からのお知らせ 4
●当面のスケジュール

2011年秋期「退職準備教育研修会」【大阪開催】募集中です (研修企画・コーディネーター養成講座)

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けた研修企画・コーディネーター養成を
目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。

〈研修会の概要〉 ◎退職準備・セカンドライフの“基礎的な知識”を身につけていただく研修会です。

- 対象者 主に中小労働組合の役員・担当者、書記局、研修企画・コーディネーター希望者
- カリキュラム 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例紹介」など
- 定員 40名程度 ●参加費 資料代 2,000円

【大阪開催】

- 日時 2011年11月29日(火)10時～30日(水)16時
 - 場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター)大阪市中央区北浜東3-14(地下鉄谷町線・京阪電鉄天満橋駅より徒歩7分)
- 〈お問い合わせ・お申し込み先〉 ※全労済協会ホームページよりお申し込みください。調査研究部(TEL 03-5333-5126)

『実りあるセカンドライフをめざして』(2011年改訂版)を刊行しました

●退職準備セミナーのテキストとしてご利用ください

サラリーマンにとって定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、第2の人生の
スタートでもあります。長寿社会において長期にわたる退職後の豊かな生活を送るための
ライフデザイン、生活設計(ライフプラン)を立てる準備にお役立てください。

- 見本は無料で提供しています。
 - 労働組合の研修会等で利用希望の際は、1冊300円にてご提供しています。
- 〈お問い合わせ・お申し込み〉 全労済協会 調査研究部 TEL 03-5333-5126



A4サイズ 111頁

2011年秋期「退職準備教育研修会」【東京開催】報告

●東京会場(参加者25名)

10月7日～8日に全労済本部会館において11年秋期退職準備教育研修会(研修企画・コーディネーター養成講座)を開催し、労働組合の執行部の方を中心に25名の参加がありました。

研修では基礎知識の習得の他、ワークを用いた「気付き」や「発見」も重視しています。

冒頭に「自分自身のセカンドライフの生き方」を見つめ、グループワークを体験。続いて、退職前後に必要な知識として「年金」制度の概要・請求手続き、「雇用保険」の失業給付と受給手続き、退職者に関わる「税金」、セカンドライフの「生活経済」の講義を行いました。

また、労働組合の活動事例紹介では、東ソー労働組合の酒向中央書記長より、世代別研修活動「3年目研修」「30歳研修」「アクティブ50セミナー」について、それぞれの研修テーマやカリキュラム内容、参加運営の工夫などをご紹介

<研修カリキュラム>

■セカンドライフの生き方について

- 「実りあるセカンドライフをめざして」

■退職前後に必要な知識について

- 「公的年金」制度概要・請求手続き
- 「雇用保険」失業給付と受給手続き
- 「税金」退職者に関わる諸税
- 「退職と医療保険」

■セカンドライフの生活設計全般について

- 「セカンドライフの生活経済」

■労働組合の活動事例紹介

ライフプランセミナーや退職準備研修会を実施している労働組合の活動事例の紹介



▲労働組合の活動事例紹介

いただきました。50歳を対象とした「アクティブ50セミナー」では、定年退職10年前に定年後の生活について経済面(収入・支出)、健康、家族、地域との関わりなど様々な観点から認識していただき、これから10年で何をしていくべきなのか、ご自身で考えていただく「きっかけ」づくりとして、研修会を活用いただきたいとご紹介がありました。

～研修参加者の感想より～

- 老後に向けてどのような備えをするべきかイメージできた。
- 実務の視点もふまえた内容で理解が深まった。
- 他労組の活動状況や取り組みの工夫などを知ることができて良かった。
- 1回の研修でひと通り学べる大変良い研修だと思う。

■大阪開催【11/29(火)・30(水)】HPより参加募集中!

第1回運営委員会開催報告

理事会の諮問機関である運営委員会(2011年度)が10月12日(水)に開催されました。

今期役員改選にともない、第131回理事会において運営委員(10名)の選任が承認され、新体制のもとでの開催となりました。

はじめに、各委員の紹介をおこない、委員長互選により徳永委員(自治労)が委員長に就任されました。

議題としては、2011年度シンクタンク事業に関わる協議をおこないました。



暮らしの中の社会保険・労働保険⑩「年金支給開始年齢について」

社会保障の見直し議論が進められていますが、今回はこの中でも特に国民生活に大きな影響を及ぼす年金支給開始年齢の引き上げを考えます。

Q1.なぜ今、支給開始年齢引き上げの議論なのですか。

A1.急速な少子高齢化のもとでも社会保障の持続可能性を確保するため、政府として社会保障全般にわたって抜本的な改革を進めるとの意志を固めたのが、7月に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」です。

「成案」では今日の財政制約の中で、効率化つまり部分的には予算の縮減を行いつつ、全世代対応型の社会保障を充実させるという政策目標が選択されました。そしてそのために2010年代半ば、つまり2016年までに消費税率を10%にまで引き上げるとしました。もっともこれで十分ではなく、一層の少子高齢化が避けられない以上、更なる財源手当てが必要となることも考えられます。

このような考え方にもとづき「成案」では年金制度の改革の方向について、現行制度の改革では低所得者への加算や受給資格期間の短縮などの最低保障機能の強化、短時間労働者への厚生年金適用拡大など、新しい年金制度の創設では最低保障年金の創設の検討などの充実策がそれぞれ示されました。同時に、高所得者の年金給付の抑制、マクロ経済スライドの徹底、標準報酬上限の引き上げ、そして支給開始年齢の引き上げの検討などの効率化・重点化策も示されました。

Q2.支給開始年齢引き上げはどのような考え方に基づいて検討されるのですか。

A2.日本の公的年金制度の現在の財政方式は、修正賦課方式、つまり現役世代が拠出する保険料をもとにそのときの高齢者等への給付費をまかないつつ、不足分について積立金を取り崩すという方式を採用しています。しかし、2004年改革を経た今日、年金給付水準は十分かという点、生活保護を受ける高齢者世帯は2009年度には約56万世帯と10年前に比べて78%^(注)増加しており、決して十分とは言えません。

また、平均寿命は定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ引き上げを決定した1994年に比べ3~3.5歳、報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ引き上げを決定した2000年より2歳弱それぞれ延びており、今後さらに延びが予測さ

(注) 2005年の世帯定義変更のため実際はこれ以上増加

れています。一方、合計特殊出生率は幾分持ち直したとはいえ、2010年で1.39と、将来にわたって現役世代が減少する傾向は続きます。この傾向への対策であるマクロ経済スライドは、この間のデフレにより実質的には発動されず、また発動された場合は約15%の給付水準引下げとなり、生活保護受給高齢者世帯の増加につながるというジレンマをかかえています。

従って、拠出を一定とすれば、高齢期に薄く広く年金を給付するか、あるいは年金保険制度の趣旨である長生きリスクへの備えに重点をおくか、つまり、年老いて働けなくなった時期に年金給付を集中するかという選択が迫られます。

なお、諸外国の動向をみても、既に多くの先進国は日本ほどの急速な少子高齢化を経験していないにもかかわらず65歳支給開始年齢を67歳~68歳に引き上げを決定または検討しており、20年から40年かけて実施しつつあります。

Q3.そうは言っても支給開始年齢引き上げは高齢期の生活に不安を残します。

A3.年金支給開始年齢までは働く権利が確実に保障されることがきわめて重要です。健康寿命も延びていること、将来の少子化による労働力不足や知識集約産業の比重が高まることなどをふまれば、高齢者雇用政策のありようが問われていると言えます。すでに高年齢者雇用安定法により高年齢者雇用確保措置が義務づけられていますが、原則として希望者全員に対する65歳までの雇用の定めを一層徹底する必要があります。

また、自らの将来の年金給付水準を維持するための努力も必要です。8月の年金確保支援法の成立により国民年金保険料を追納できる期間が、来年初から3年間特例的に10年まで遡ることができます。過去の未納付期間があれば追納(後納)することにより、基礎年金国庫負担とあわせて年金受給額を増やすことができます。また、学生納付特例の期間についても10年以内に追納すれば、同様の効果をもたらします。税制上の所得控除としての社会保険料控除もふまれば十分検討に値します。

また、民間の年金共済などを確定年金や有期年金として公的年金支給までのつなぎとして活用したり、高齢期を迎えてどうしても必要な場合は、一定額が削減されますが繰り上げ支給の活用という方法も考えられなくもありません。

(監修:社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

シリーズ 慶弔(自治体提携用) 共済 Q&A ⑱

Q

団体代表者が変更になりますが、どのような手続きをするのですか？

共済契約者(サービスセンター等)の代表者等お届けいただいている契約者の情報が変更される場合(※)は、所定の「変更・解約届」に変更前および変更後の内容等の必要事項をご記入いただき、「やすらぎ」をご利用の場合は最寄の全労済県本部、「全福ネット慶弔共済」をご利用の場合は全福センターにご提出ください。「変更・解約届」が無い場合は、ご提出先となる全労済県本部か全福センターにご連絡ください。また、全労済協会のホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

※変更手続きが必要な場合とは…

- ① サービスセンター等の代表者が変更となった場合。
- ② サービスセンター等の名称が変更した場合。
- ③ サービスセンター等の所在地が変更となった場合。
- ④ サービスセンター等への共済金振込口座が変更となった場合。

なお、この場合(契約代表者の変更)に用紙にご記入いただく箇所は次のとおりです。

A

やすらぎ・全福ネット慶弔共済	ご利用の共済に○をしてください。	
届出日	お届けいただく日をご記入ください。	
県本部名	県名または契約証書に記載されている県の番号をご記入ください。	
団体番号	契約証書に記載されている団体番号(左から7桁)をご記入ください。	
サービスセンター等名	契約証書に記載されている共済契約者の団体名をご記入ください。	
代表者名	契約証書に記載されている共済契約者の代表者名をご記入し捺印してください。	
契約番号	契約証書に記載されている契約番号をご記入ください。	
届出の種類	「1 変更」に○をしてください。 ※変更後の「契約証書」の発行をご希望される場合は、「3 証書再発行」にも○印を付けてください。	
事由発生日	変更される日をご記入ください。	
理由	変更となる理由をご記入ください。	
変更内容・ 契約者情報	旧内容	変更前となる契約証書に記載されている代表者名をご記入ください。
	新内容	変更後となる代表者名をご記入ください。

全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
11月11日(金)	シンポジウム(於:全労済ホール スペース・ゼロ)	「日本社会の向かうべき道」
11月29日(火)~30日(水)	2011年秋期「退職準備教育研修会」(於:エル・おおさか【大阪会場】)	

全労済協会だより vol.58 2011年11月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>